第 19 回 遺族年金

1. まずここだけ押さえる（結論サマリー）

- 遺族年金は**生計維持**を目的とする給付。主に**遺族基礎年金**（国民年金）と**遺族厚生年金**（厚生年金）の 2 本柱。

- **受給の鍵は 3 点**：①**初診日（厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で初診日から 5 年以内に死亡したとき）/死亡時の被保険者区分**と**保険料納付要件** ②**遺族の範囲と優先順位** ③**他年金との併給調整**。

- **遺族基礎年金＝子のある配偶者**または**子**（18 歳到達年度末まで、または 20 歳未満で障害 1・2 級）。配偶者に**子要件**がある点に注意。

- **遺族厚生年金**＝配偶者（妻・夫）・子・父母・孫・祖父母（**優先順位あり**）。**夫や父母等は 55 歳以上（支給は原則 60 歳〜）**、ただし**障害 1・2 級等は年齢要件緩和**。

- **併給の原則**：
    1) **厚生どうしは選択…遺族厚生 ×（老齢厚生／障害厚生）＝どちらか一方**（調整あり）
    2) **厚生＋基礎は併給可…遺族厚生＋（老齢基礎／障害基礎）**（要件次第）
    3) **基礎どうしは選択…遺族基礎 × 老齢基礎**（同一人は同時不可）
    4) **よくある型**…妻 65 歳以降＝**老齢基礎＋遺族厚生**／障害年金受給者＝**障害基礎＋遺族厚生**（※厚生年金部分は選択）
- **制度改正の動向（注意）**：遺族年金の見直しが検討中。**最新の厚生労働省・日本年金機構の公表**で確認しましょう。

2. 制度の全体像（基礎知識）

- **遺族基礎年金（国民年金）**

C.A.P.L.S & S.R
Copyrights ゆあさいど行政書士・ゆあさいど社労士　事務所

- 対象：**子のある配偶者**または**子**。
- 生計維持要件：死亡当時に被保険者等の**年収が一定以下・同一生計**等。
- 金額：**定額＋子の加算**（年度額は毎年度改定）。

- **遺族厚生年金（厚生年金）**
  - 対象：**配偶者（妻・夫）・子・父母・孫・祖父母**。**順位**：①配偶者・子→②父母→③孫→④祖父母。
  - 生計維持要件＋年齢要件：**夫・父母・祖父母は 55 歳以上で受給権、支給は 60 歳～**（障害 1・2 級等は年齢要件緩和）。
  - 金額：被保険者の**報酬比例部分の一定割合**（目安：老齢厚生年金の報酬比例相当を基礎に算出）。
  - **中高齢寡婦加算**：**子が独立等で遺族基礎年金が受けられなくなった**妻が **40～65 歳未満**の間、**遺族厚生年金に定額加算**。
- **国民年金の関連給付**
  - **寡婦年金**：第 1 号被保険者の夫が死亡、**婚姻期間 10 年以上**の妻に **60～65 歳**の間、定額（年金見合い）を支給。
  - **死亡一時金**：第 1 号で一定の納付歴があるが年金受給資格に至らず死亡の場合に**遺族へ一時金**（寡婦年金と**選択**）。

3. 保険料納付要件（死亡時点）

- **原則要件（2/3 要件）**：死亡日の前日において、**死亡日の属する月の前々月まで**の被保険者期間のうち、**納付済＋免除**（全額・一部免除／納付猶予／学生納付特例を含む）が**全期間の 3 分の 2 以上**。
- **直近 1 年特例**：**死亡日の属する月の前々月までの 1 年間**に**未納がない**こと（免除・猶予・学生特例は**未納に含めない**）。

Copyrights ゆあさいど行政書士・ゆあさいど社労士　事務所

4. 判定フロー（支給可否の考え方）

Step1｜被保険者区分の確認：死亡当時の被保険者種別（第 1/2/3 号）・退職直後か・老齢/障害年金の受給権の有無。
Step2｜納付要件：上記 **2/3 要件 or 直近 1 年特例**で充足かを確認。
Step3｜遺族の範囲・順位： - 遺族基礎年金：**子のある配偶者** or **子**。
- 遺族厚生年金：**配偶者・子→父母→孫→祖父母**（生計維持＋年齢/障害要件）。

Step4｜併給調整：老齢・障害年金の受給状況を確認（**選択 or 併給可**の別）。
Step5｜必要書類の確認：戸籍・住民票、収入（生計維持）証明、死亡診断書、年金手帳/基礎年金番号、請求書、振込口座 等。
Step6｜提出・審査：年金事務所へ提出→審査→決定。

5. 事例で学ぶ「OK／NG」早見

A. 子のある妻（会社員の夫が死亡）
- **OK**：**遺族基礎年金＋遺族厚生年金**（生計維持・納付要件を満たす）。子が **18 歳到達年度末**で遺族基礎が**終了**。※ただし**子が 20 歳未満の障害 1・2 級**に該当する場合は **20 歳到達時まで**遺族基礎が継続。終了後、妻が **40〜65 歳未満**なら**中高齢寡婦加算**が**遺族厚生に上乗せ**。

B. 子のいない妻（夫が会社員）
- **OK**：**遺族厚生年金のみ**（遺族基礎年金は**子がないため受給不可**）。
- **注意**：**中高齢寡婦加算**は**子のある妻が遺族基礎を失った後**の加算。最初から子がいないケースは**対象外**。

C. 自営業の夫が亡くなり、婚姻 10 年以上・妻 60〜65 歳
- **OK**：**寡婦年金**（老齢基礎年金開始までのつなぎ）。**死亡一時金**とは**選択**。

D. 夫の死亡当時、妻 55 歳（子なし）
- **OK**：**遺族厚生年金の受給権は発生**（55 歳以上）が、**支給は 60 歳から**（障害 1・2 級相当なら年齢要件緩和）。

Copyrights ゆあさいど行政書士・ゆあさいど社労士　事務所

E. 併給の誤解
- **NG**：**遺族基礎年金と老齢基礎年金の同時受給**はできない（**選択**）。
- **OK**：**遺族厚生年金＋老齢基礎年金**は**併給可**（多くの妻が 65 歳以降このパターン）。

6. 金額の考え方（イメージ）

- **遺族基礎年金**：**定額＋子の加算**。第 1・2 子と第 3 子以降で加算額が異なる。
- **遺族厚生年金**：亡くなった方の**報酬比例部分**を基に算出（賞与含む総報酬方式を反映）。
- **中高齢寡婦加算**：定額（年度改定）。
- **寡婦年金**：夫の老齢基礎年金の **3/4 相当**を目安に支給（60〜65 歳）。
  > 具体額は**毎年度改定**・個別賃金履歴に依存。最新額は公表値で確認。

7. 届出フロー（タイミング・必要書類）

1) **死亡直後（初動）**：**死亡診断書**の確保、戸籍・住民票の準備、**生計維持の証明**（世帯収入・扶養状況）。
2) **年金事務所で相談**：基礎年金番号・被保険者種別・納付要件の確認。
3) **請求書提出**：遺族基礎／遺族厚生／寡婦年金／死亡一時金の該当を整理し**最適な選択**で請求。
4) **決定**：通知書受領。必要に応じ**中高齢寡婦加算**の発生時期をカレンダー管理。
5) **65 歳到達時**：老齢年金（基礎・厚生）との**併給調整**を再確認（**選択**が絡む場合あり）。

C.A.P.L.S & S.R
Copyrights ゆあさいど行政書士・ゆあさいど社労士　事務所

8. よくある“つまずき”と回避策

- **子要件の誤解**：**遺族基礎年金は配偶者に“子要件”**。子がいない配偶者は**遺族基礎なし**（遺族厚生の可否を検討）。
- **納付要件の見落とし**：**直近 1 年特例**や**免除期間の取扱い**を正しくカウント。
- **順位の認識違い**：配偶者・子→父母→孫→祖父母。**同順位が複数**のときは按分や生計維持要件の確認。
- **併給調整の誤り**：**遺族厚生×老齢厚生は選択、遺族厚生×老齢基礎は併給可。遺族基礎×老齢基礎は選択。**
- **健保給付の失念**：**健康保険の埋葬料/埋葬費**、会社の**弔慰金・死亡退職金**、生命保険等も同時に確認。
- **労災との関係**：業務上・通勤災害なら**労災の遺族補償年金**と**調整**が生じうる。

9. FAQ

Q1. 夫の老齢年金が始まっていたが、妻は何を受けられる？
A. **遺族厚生年金**が対象（条件次第）。妻が **65 歳以降**は**老齢基礎年金＋遺族厚生年金**の組合せが一般的。

Q2. 子が 18 歳の年度末を迎えたら？
A. **遺族基礎年金は終了**。妻が **40〜65 歳未満**であれば**中高齢寡婦加算**が遺族厚生に**上乗せ**。

Q3. 夫死亡時に妻が 55 歳未満・子なし
A. **遺族厚生年金の受給権は発生しない**（55 歳以上が要件）。**老後に 60 歳到達で支給開始**する受給権も発生しないため、他の制度（弔慰金・保険・就労支援）も含め資金計画を。

Q4. 寡婦年金と死亡一時金は両方もらえる？
A. **選択**。どちらか有利な方を請求。

Q5. 障害年金を受けている遺族は？
A. **障害基礎年金＋遺族厚生年金**は**併給可**だが、**障害厚生年金×遺族厚生年金**は**選択**（調整）。

Copyrights ゆあさいど行政書士・ゆあさいど社労士　事務所

10. ミニチェックリスト

- □ **被保険者区分**（第 1/2/3 号・退職直後・受給権）を確認
- □ **納付要件**（2/3 要件 or 直近 1 年特例）を充足
- □ **遺族の範囲・順位**（配偶者・子→父母→孫→祖父母）を確定
- □ **併給関係**（老齢/障害×遺族）を整理し**選択/併給**を決定
- □ **必要書類**（戸籍・住民票・収入証明・死亡診断書・年金関係書類）を収集
- □ **健保・会社制度・保険**（埋葬料・弔慰金・退職金・生命保険）も同時手続
- □ **子の年齢・妻の年齢（40/60/65 の節目）**をカレンダー管理

参考

- 日本年金機構：遺族年金のガイド／請求手続
- 厚生労働省：年金 Q&A・生計維持要件・併給調整
- ねんきんネット：見込額試算・記録照会
- 健康保険：埋葬料/埋葬費
- 社内規程：弔慰金・死亡退職金・休暇・慶弔手当 等

本レジュメは従業員向けに要点を平易化した資料です。個別の可否・金額は最新の官公庁資料・保険者案内・自社規程で必ず確認してください。

Copyrights ゆあさいど行政書士・ゆあさいど社労士　事務所